

茂原を動かそう！

茂原市議会議員

市政レポート24002

竹村聡

(発行)竹村聡事務所 茂原市国府関1934-7

6月定例会：一般質問

法定外公共物の管理について

法定外公共物とは？

道路、用排水路、池沼等の公共物のうち、道路法、河川法、下水道法等の法律により管理方法等が定められているものを法定公共物といいます。

これに対し、管理に関する法律の適用または準用を受けないものを（道路法等の特別法が適用されないもの）「法定外公共物」といいます。里道（赤道）や水路（青道）が代表的なものとなります（昔からあったあぜ道や用水路等）。赤道・青道といわれるのは、法務局備付の地籍図（公図）において、里道は赤色、水路は水色で着色されていたことに由来します。

平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行され、「国有財産特別措置法」の一部が改正されたことにより、国有財産であった里道・水路等のうち、機能を有するものについては、平成17年3月末までに各市町村に無償譲渡されました。茂原市においては、平成16年度末までに譲与されています。

法定外公共物の管理の仕方は？

法定外公共物の管理は、「財産管理」と「機能管理」という二つの面で行なわれています。「財産管理」とは、境界確認や用途廃止等をいい、こちらについては、市が行っています。「機能管理」とは、維持修繕・清掃等をいい、こちらに関しては、受益者負担の原則の下、地域（地元）での管理ということになっています。

令和6年度6月議会におきまして、法定外公共物の管理についての一般質問を行いました。裏面をご確認ください。

問(一部)

法定外公共物について、どのように把握をしているのか？

答弁(一部)

法定外公共物については、財産一覧表と特定図面で把握をしております。また、現況につきましては、維持補修に伴う現地調査や、隣接所有者などからの境界画定申請による立会いにより確認をしております。

問(一部)

法定外公共物を良好な状態に維持し、適正な利用を図るよう努めるための行政の果たすべき役割とは？人口減少・高齢化の中で地元の協力が難しくなることも予想できます。これについて、どのように考えているのか。

答弁(一部)

今後、地元の協力が難しくなり、市に対する要望も増えると考えますが、全てに対応するには時間を要することから、協力していただいている地元と相談しながら、緊急性などを考慮した維持管理に努めてまいりたいと思います。

要望

ある意味、受益者負担の原則の下、法定外公共物を利用する地元の方々が機能の維持に協力してきた部分もあります。人口減少・高齢化の中で、市に求められてくる役割はますます大きなものと思われれます。引き続き地域と連携した管理をぜひよろしくお願いいたします。

最後に一言

地元での管理が厳しいときは、市と相談し、しっかりと要望をだしましょう。

茂原市議会議員 竹村聡事務所

市民生活など身近な問題、市政への要望等お気軽にご相談ください。TEL 090-3211-5208
茂原市国府関1934-7 FAX 050-3458-2410

ホームページ



X



茂原市議会議員 竹村聡 (たけむら そう)